

美里町国土強靱化地域計画

令和8年4月

美里町

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本町の地域特性	5
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本町における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	8
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	12
第5章 計画の推進	42
【別紙】	
脆弱性評価結果	44
強靱化推進方針に基づく取組み一覧	71

はじめに

1 計画策定の趣旨

本町は、これまで数多くの自然災害に見舞われてきた。

近年では、平成 19 年 7 月 6 日～7 日の集中豪雨、平成 28 年 6 月 20 日～21 日の集中豪雨など、多くの風水害が発生している。

この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、平成 28 年 4 月に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）においては、震度 6 弱を 1 度、震度 5 強を 2 度記録し、甚大な被害を受けた。

本町は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、熊本地震から 11 ヶ月後に「美里町復旧・復興計画」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、美里町地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、再び熊本地震のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「美里町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として「美里町国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された美里町地域防災計画や本町の基本方針である「美里町第 2 次振興計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「美里町第2次振興計画」の「小さくてもキラリと光る私たちのまちーやさしさと対話のまちづくりー」というまちづくりの将来像を念頭に置き、本町が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の4つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ③ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ④ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的な施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本町の地域特性

1 地理的特性

本町は、熊本県の中央部に位置し、北から東にかけ上益城郡甲佐町、御船町及び山都町、西は宇城市、南は八代市に隣接している。地理的には九州山脈の余派を受け、雁俣山等標高1,000m超の山が連なる南東部をはじめ大部分が山岳丘陵となっており、平野部は中央部と北部にわずかに広がる山村である。

また、町を東から西へと流れる緑川は、釈迦院川、白石野川、津留川が合流して甲佐町へと注ぎ、瀬戸山に端を発する浜戸川は、北部の平地を通り宇城市へと流れている。

2 自然環境

(1) 本町の気候

本町は、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的気候である。

(2) 本町の降水量

本町は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。

特に、梅雨時期の降水量は多くたびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

<累計平均降雨量>

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
降雨量 (mm)	74	90	102	191	189	415	285	197	171	96	68	79

3 本町における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

第2章1で示した地理的特性から、本町では梅雨時期に大雨が発生することが多い。

熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しや

すく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。

平成 28 年（2016 年）6 月の大雨災害では、町内各地に熊本地震と関連した土砂災害をもたらした。

② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、10 月に上陸することもある。

（2）地震災害

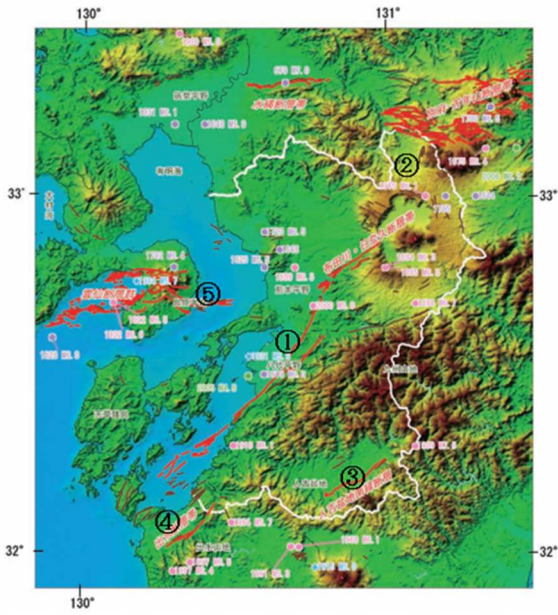
県内の活断層

熊本県に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府一万年山断層帯が存在し、マグニチュード 6 を超える地震が繰り返し発生している。

平成 28 年 4 月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード 6.5 の前震は日奈久断層帯の高野一白旗区間の活動、マグニチュード 7.3 の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後 30 年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野一白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ 0%～0.9%であった。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか 28 時間以内に震度 7 の地震が 2 度発生したこと、また前震（平成 28 年 4 月 14 日）・本震（平成 28 年 4 月 16 日）以外にも最大震度 5 弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で 21 回発生したことがある（平成 29 年 9 月 30 日時点）。特に、発災後 15 日間（2 週間）において震度 1 以上を 2,959 回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の 230 回、新潟県中越地震の 680 回と比べて多い。

[参考 1] 熊本周辺の主要活断層



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

県の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして49の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、38の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の風水害等による長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-3	防災拠点の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	農地や農業用施設等の被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（K P I）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、町内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)【建設課】

- 町内の住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、県の財政支援を活用していくとともに、啓発や技術者の育成を進める。
- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩壊防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(住宅の総合的整備)【建設課】

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を促進する。

(住宅密集地における火災の拡大防止)【総務課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の除却促進等を行う自治会や団体を支援し、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、各消防本部を通じ、普及促進を図る。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、関係機関との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）【総務課】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（交通施設の耐災性の強化）【総務課】

- 大規模災害時、道路構造物の倒壊や橋梁・トンネルなどの破損等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

（１－２）大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）【学校教育課・社会教育課・総務課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、各施設管理者と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

（医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【福祉課・健康保険課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する構築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間構築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【美しい里創生課・建設課・総務課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、各消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

- 住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、関係機関との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）【総務課】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（1-3）台風や集中豪雨等の風水害等による長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・建設課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、住宅密集地を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップの更新を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。さらに、水防災意識の向上に向けた関係機関との取り組みを進める。

（円滑な避難のための道路整備）【建設課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を受信するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。

- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、関係機関との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

(1-4) 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(山地・土砂災害対策の推進) 【森づくり推進課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林の計画的な整備と、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、山地災害危険地区内の土地利用の適切な制限を図り、周辺森林においては間伐等の森林整備を推進する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【建設課】

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動後の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、関係機関との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を受信するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（警察・消防との通信連携基盤等の強化）【総務課】

- 大規模災害時、警察及び消防などとの通信を確保し、被害状況等を迅速かつ的確に把握するため、統合型地理情報システム（GIS等を活用したシステム）の導入など、警察・消防と連携できる通信指令システムの通信基盤・施設の強化を推進するとともに、被害情報等の管理能力の強化を図る。

（要支援者対策の推進）【福祉課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、町による避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【美しい里創生課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

- 大規模災害時に、地区との間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達となされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課】

- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(町での備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（他市町村や県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に備蓄が不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、供給体制の多重化、強化を図る。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、各関係機関と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【総務課・上下水道課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等を進め、水道施設の耐震化を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課・総務課】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施する。
- 主要幹線道路から集落を結ぶ道路の計画的な整備を進める。

（２－２）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所等の見直し）【総務課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

（指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能の強化）【福祉課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

（指定避難所等の周知徹底）【総務課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

（避難所運営体制の構築）【総務課・福祉課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等に取り組む。

（避難所運営体制の構築）【総務課】

- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉課・健康保険課】

- 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（福祉避難所の円滑な運営）【福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの共有化を図り、関係機関による研修・訓練等の取組みを図るとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（2-3）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する関係機関と連携した取組み）【総務課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、町と関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発や防災訓練等に取り組む。

（防災消防及び警察ヘリコプターの活用）【総務課】

- ヘリコプターによる迅速かつ効率的な救助活動を展開するため、熊本県防災消防ヘリ及び熊本県警察ヘリを活用した訓練を行う。

(防災消防及び警察ヘリコプター活用のための拠点整備) 【総務課】

- 大規模災害時、陸路だけでの災害対応では限界があるため、ヘリの活用を前提とした拠点整備を行う。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【建設課・森づくり推進課・農業政策課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、主要幹線道路から集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(地域コミュニティの維持) 【美しい里創生課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【森づくり推進課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や保安林の計画的な整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

(農業用排水施設の更新整備及び保全管理) 【農業政策課】

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

(2-4) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防等受入施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時に警察及び消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、県と連携し整備促進のための支援等に取り組む。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、補助や無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(総合防災センター等の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に迅速な初動対応や円滑な災害対応及び救助活動を行うため、防災対応の拠点となる総合防災センターの整備を進め、災害対応機能の向上を図る。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 主要幹線道路から集落を結ぶ道路の計画的な整備を進める。
- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(緊急交通路の確保) 【建設課】

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに高速道路等の主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺救助

(防災消防及び警察ヘリコプターの活用) 【総務課】

- ヘリコプターによる迅速かつ効果的な救助活動を展開するため、熊本県防災消防ヘリ及び熊本県警察ヘリを活用した訓練を行う。

(防災消防及び警察ヘリコプター活用のための拠点整備) 【総務課】

- 大規模災害時、陸路だけでの災害対応では限界があるため、ヘリの活用を前提とした拠点整備を行う。

(医療救護活動の体制整備) 【総務課・健康保険課】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関し締結している協定により、救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制整備を図る。

(災害時健康危機管理支援チームの整備) 【総務課・健康保険課】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関し締結している協定により、救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

(2-6) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康保険課・住民生活課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、防疫対策に取り組む。

(生活用水の確保) 【住民生活課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。

- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 町と事業者等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する

（3－1）信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（交通安全施設の耐震化等）【総務課】

- 大規模災害時の安全施設の破損等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新や整備等を計画的に推進する。交通に混乱等が発生した場合に備え交通整理等を必要とした場合の体制整備を行う。

（3－2）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課】

- 災害等による庁舎ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

（学校における業務のスリム化とBCPの策定）【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、危機管理の拠点となる防災センターの検討を進める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の応援体制の構築）【総務課】

- 応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

（町外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時、町外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動後の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

(3-3) 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 総合体育館や総合運動公園、各種公共施設について、物資集積拠点や応援部隊等の活動拠点等として確実に使用できるよう、非構造部材も含めた耐震性の強化を図る。
- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または近隣自治体との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【総務課】

- 町境を越える広域的な大規模災害時、県外も含めた関係機関と迅速かつ適切な連絡調整を行い、連携して災害対応を行う体制を整備するため、県や自衛隊等との合同訓練等を行う。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

（４－２）郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設課】

- 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

（４－３）テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、体制を整える。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(情報伝達基盤等の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、警察及び消防などとの通信を確保し、被害状況等を迅速かつ的確に把握するため、統合型防災システム（GIS等を活用したシステム）の導入など、警察・消防と連携できる通信指令システムの通信基盤・施設の強化を推進するとともに、被害情報等の管理能力の強化を図る。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【美しい里創生課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【美しい里創生課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【総務課】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施する。
- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【建設課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

- 主要幹線道路から集落を結ぶ道路の計画的な整備を進める。
- 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

(5-3) 農地や農業用施設等の被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農業政策課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農業政策課・森づくり推進課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農業政策課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸作物の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入等を推進する。

(共済加入の促進) 【農業政策課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

(5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 主要幹線道路から集落を結ぶ道路の計画的な整備を進める。
- 町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

(5-5) 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他都道府県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に備蓄品が不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、各関係機関と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課・住民生活課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 主要幹線道路から集落を結ぶ道路の計画的な整備を進める。
- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）やガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(電気、ガスBCPの策定) 【総務課】

- 大規模災害時の電力及びガス施設の被災によるエネルギー供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを促進する。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【上下水道課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等を進め、水道施設の耐震化を促進する。

(応急給水体制の整備) 【上下水道課】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【住民生活課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 町と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【美しい里創生課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、情報発信体制を整える。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総務課】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。
- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課・森づくり推進課・農業政策課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

(6-4) 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【上下水道課】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【住民生活課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 町と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

7 制御不能な二次災害を発生させない

（7-1）市街地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、各消防本部を通じ、普及促進を図る。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実に図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

（県内消防応援隊の活用）【総務課】

- 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

（自衛隊、警察、消防、海保等の応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入等に対応できる体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、補助や無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、熊本県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、熊本県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】

- 大規模災害時の安全施設の破損等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新や整備等を計画的に推進する。交通に混乱等が発生した場合に備え交通整理等を必要とした場合の体制整備を行う。

(7-3) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農業政策課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的な改修を進める。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、市町村によるハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【住民生活課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備や、県及び事業者と連携した取組みを図る。

(アスベスト対策) 【住民生活課】

- 災害発生時には、被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性のある建築物の調査を行う。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を図る。

(NBC災害に対応する資機材の整備) 【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)の対応体制整備を進める。

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農業政策課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進) 【農業政策課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、町猟友会と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【森づくり推進課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（山地・土砂災害対策の推進）【森づくり推進課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林の計画的な整備を推進する。

（中山間地域の振興）【農業政策課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

（7-6）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（8-1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（市町村災害廃棄物処理計画の策定）【住民生活課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などを把握し、災害廃棄物処理計画の策定を行っており、状況の変化に対応し随時更新を行う。

（仮置場の選定）【住民生活課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに町における仮置場候補地の選定を行っている。

（県と市町村間の協力体制整備）【住民生活課】

- 甚大な被害により市町村における災害廃棄物処理が困難となる場合、速やかに県へ要請を依頼し又は被害の状況等の把握に努め、迅速かつ適切な処理が行えるよう、体制の整備を図る。

（関係団体等との連携）【住民生活課】

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他都道府県及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

（８－２）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【建設課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

（学校における人材の育成）【学校教育課】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を行えるよう、各種団体と協定締結や合同訓練の実施等を推進する。
- 大規模災害時、ボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

（罹災証明書の速やかな発行）【総務課・税務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修に参加したり、応援職員の受入を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災建築物等の迅速な把握）【税務課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【社会教育課】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【建設課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課】

- 速やかな罹災証明書の発行を行うため、システムの習熟研修を実施するとともに、美里町地域防災計画に基づき運営体制の強化を図る。

(災害ボランティアとの連携) 【福祉課】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を行えるよう、各種団体と協定締結や合同訓練の実施等を推進する。
- 大規模災害時、ボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(相談体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【美しい里創生課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進) 【総務課】

- 大規模災害時に、地区との間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化) 【総務課】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携) 【学校教育課】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持) 【美しい里創生課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、補助や無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に、治安維持活動を確保するため、県外からの応援部隊の受援体制及び指揮体制の強化を推進するとともに、部隊の活動拠点の複数確保、宿営拠点としての宿営場所や駐車場の確保を図る。

(8-5) 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

- 主要幹線道路から集落を結ぶ道路の計画的な整備を進める。

(災害時の交通安全対策) 【建設課・総務課】

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図る。

(8-6) 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全課が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

<重要業績指標（KPI）一覧>

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる					
多数の者が利用する建築物の耐震化率	72.7%	R1	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	R6	1-2
道路改良率	60.9%	H30	63.0%	R6	1-3、1-4
橋梁点検実施率	0.0%	R1	100%	R6	1-3、1-4
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）					
道路改良率(再掲)	60.9%	H30	63.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4
橋梁点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4
トンネル点検実施率	0.0%	R1	100%	R6	2-1、2-4
自主防災組織の団体数	59団体	R1	86団体	R6	2-3
町所有のヘリポート数	1箇所	R1	2箇所	R6	2-3
美里町消防団員数(対人口比)	3.2%	R1	3.2%	R6	2-4
予防接種法に基づく予防接種麻疹/風しんワクチンの接種率(第2期接種)	90.0%	R1	95.0%	R6	2-6
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する					
多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲)	72.7%	R1	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	R6	1-2、3-3
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する					
道路改良率(再掲)	60.9%	H30	63.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、4-2
橋梁点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、4-2
トンネル点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	2-1、2-4、4-2

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない					
道路改良率(再掲)	60.9%	H30	63.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、4-2、5-1、5-2、 5-4、5-5
橋梁点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、4-2、5-1、5-2、 5-4、5-5
トンネル点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	2-1、2-4、4-2、5-1、 5-2、5-4、5-5
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る					
道路改良率(再掲)	60.9%	H30	63.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、4-2、5-1、5-2、 5-4、5-5、6-3
橋梁点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、4-2、5-1、5-2、 5-4、5-5、6-3
7 制御不能な二次災害を発生させない					
美里町消防団員数(対人口比)(再掲)	3.2%	R1	3.2%	R6	2-4、7-1
農業用ため池のハザードマップを作成した割合	17.6%	R1	49.0%	R6	7-3
間伐面積(町有林に限らず)	—	R1	20ha	R6	7-5
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する					
町立学校におけるコミュニティ・スクール数(国版に移行)	0校	R1	5校	R6	8-4
美里町消防団員数(対人口比)(再掲)	3.2%	R1	3.2%	R6	2-4、7-1、8-4
道路改良率(再掲)	60.9%	H30	63.0%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、4-2、5-1、5-2、 5-4、5-5、6-3、8-5
橋梁点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、4-2、5-1、5-2、 5-4、5-5、6-3、8-5
トンネル点検実施率(再掲)	0.0%	R1	100%	R6	2-1、2-4、4-2、5-1、 5-2、5-4、5-5、8-5

【別紙】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【建設課】

- 本町の住宅の耐震化率は4割程度と低く、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

（宅地の耐震化）【建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

（宅地の耐震化）【建設課】

- 大規模地震時や集中豪雨時に、崩落が予測される盛土造成地において崩落防止対策等を促進する。

（住宅の総合的な整備）【建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の整備及び避難経路を確保するための整備を促進する必要がある。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】

- 大規模地震時、商店街や住宅団地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承) 【総務課】

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(交通施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、道路等においても多数の災害が発生し輸送等の支障となるおそれがあるため、道路の耐災性の強化を図る必要がある。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止) 【学校教育課・社会教育課・総務課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止) 【福祉課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止) 【美しい里創生課・建設課・総務課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承) 【総務課】

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

1-3 台風や集中豪雨等の風水害等による長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【総務課・建設課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告の適切な発令) 【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1－4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【森づくり推進課】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山施設の整備や山地災害危険地区等の周知を行うとともに山地・土砂災害対策を進める必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【建設課】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告を適切に発令される必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と県や国・その他防災関係機関等との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(警察・消防との通信連携基盤等の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と県や国・その他防災関係機関等との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(要支援者対策の推進) 【福祉課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【美しい里創生課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

- 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(町での備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町や事業所・各家庭において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（他市町村や県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（水道施設の耐震化等）【上下水道課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線町道と緊急輸送道路を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所等の見直し）【総務課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能の強化) 【福祉課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(指定避難場所等の周知徹底) 【総務課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(避難所運営体制の構築) 【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【福祉課・健康保険課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営) 【福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する関係機関と連携した取組み) 【総務課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、国や県と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(防災消防及び警察ヘリコプターの活用) 【総務課】

- 多数の道路等の寸断の発生により、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報収集及び救助活動に対する熊本県防災消防ヘリ及び熊本県警察ヘリのより効果的な活用体制を整備する必要がある。

(防災消防及び警察ヘリコプター活用のための拠点整備) 【総務課】

- 大規模災害時、多数の要救助者の発生などヘリによる搬送の増大により、本県のヘリだけでは対応が困難な状況も想定されることから、他県等の防災消防ヘリ及び警察ヘリが円滑に活動できる体制を整備する必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、町内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【美しい里創生課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【森づくり推進課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林の整備が必要である。

(農業用排水施設の更新整備及び保全管理) 【経済課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の維持管理や、整備が必要である。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防等受入施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、警察や消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である警察や消防施設の耐災性を強化する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(総合防災センター等の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、道路の被災により陸路での救助・救急活動ができないおそれがあることから、ヘリによる円滑な救助体制を構築する必要がある。

(救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停滞するおそれがあるため、幹線町道と緊急輸送道路を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(緊急交通路の確保) 【建設課】

- 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(防災消防及び警察ヘリコプターの活用) 【総務課】

- 多数の道路等の寸断の発生により、孤立集落が同時に発生する恐れがあることから、情報収集及び救急活動に対する熊本県防災消防ヘリ及び熊本県警察ヘリのより効果的な活用体制を整備する必要がある。

(防災消防及び警察ヘリコプター活用のための拠点整備) 【総務課】

- 大規模災害時、多数の要救助者の発生などヘリによる搬送の増大により、本県のヘリだけでは対応が困難な状況も想定されることから、他県等の防災消防ヘリ及び警察ヘリが円滑に活動できる体制を整備する必要がある。

(医療救護活動の体制整備) 【総務課・健康保険課】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

(災害時健康危機管理支援チームの整備) 【総務課・健康保険課】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できない恐れがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康保険課・住民生活課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(生活用水の確保) 【住民生活課】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】

- 大規模災害時、交通安全施設の倒壊等に伴う交通安全機能の不全等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務課】

- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や県及び県外の自治体や県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(町外からの応援部隊の受入態勢の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や県及び県外の自治体や県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

3-3 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。
広域防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対応に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要がある。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【総務課】

- 広域的な大規模災害時、町だけでは十分な災害対応ができず、被害が拡大するおそれがあることから、県内・県外を問わず、関係機関との連絡体制を確保する必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と県や国・その他防災関係機関等との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線町道と緊急輸送道路を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課・美しい里創生課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と県や国・その他防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(情報伝達基盤等の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、町と県や国・その他防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【美しい里創生課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【美しい里創生課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線町道と緊急輸送道路を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【建設課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、幹線町道と緊急輸送道を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-3 農地や農業用施設等の被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農業政策課】

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農業政策課・森づくり推進課】

- 大規模災害時の、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農業政策課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸作物の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進) 【農業政策課】

- 降灰や風水害などにより、農作物が被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線町道と緊急輸送道路を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(他都道府県への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線町道と緊急輸送道路を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やガスサプライチェーンの機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【総務課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

（電気、ガスBCPの策定）【総務課】

- 大規模災害時、電力及びガスの供給・貯蔵施設の被災により、供給が停止するおそれがあることから、災害時の対策を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【上下水道課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水体制の整備) 【上下水道課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【住民生活課】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【美しい里創生課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総務課】

- 大規模災害時、幹線道路や主要施設周辺で移動困難者の大量発生が懸念されることから、各事業所等において従業員や来訪者のむやみな移動を抑制する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、緊急輸送道路や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-4 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【上下水道課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【上下水道課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課】

- 大規模地震時、商店街や住宅団地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務部】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(県内消防応援隊の活用) 【総務課】

- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要がある。

(自衛隊、警察、消防、海保等の応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【経済課】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【住民生活課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

（アスベスト対策）【住民生活課】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

（NBC災害に対応する資機材の整備）【総務課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害（NBC災害）への対応体制を整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農業政策課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

（鳥獣被害対策の推進）【農業政策課・森づくり推進課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

（適切な森林整備の推進）【森づくり推進課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【森づくり推進課】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興) 【農業政策課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、農地保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(市町村災害廃棄物処理計画の策定) 【住民生活課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

(仮置場の選定) 【住民生活課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

(県と市町村間の協力体制整備) 【住民生活課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

(関係団体等との連携) 【住民生活課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化) 【建設課】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(学校における人材の育成) 【学校教育課】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(災害ボランティアとの連携) 【福祉課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・税務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、町においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【税務課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【社会教育課】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。
大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【建設課】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、町においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(災害ボランティアとの連携) 【福祉課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、住民からの各種相談に対応する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【美しい里創生課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域と学校の連携）【学校教育課】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティの維持）【美しい里創生課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時は、救出救助活動等を優先的に実施する必要があるため、治安維持活動に従事する警察官が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入体制を整備する必要がある。

8-5 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、町道と国県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の交通安全対策) 【建設課・総務課】

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

8-6 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設課】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

【別紙】 強靱化推進方針に基づく取組一覧

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
道路網の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 町道金木鶴越線(金木鶴越工区) 町道鳥越線(中3工区) 町道船津今村線(船津今村工区) 町道名越谷線(二和田名越谷工区) 町道太刀高江線(太刀高江工区) 町道勢井下福良線(勢井下福良工区) 町道中郡線(中郡工区) 町道船津金木線(畝野工区) 町道小筵・松野原線(小筵松野原工区) 町道八幡道線(馬場萱野工区) 町道小田尾線 町道内園小崎線 町道高木線 町道大久保線 町道中津線 町道永富柳谷線 町道土喰口の原線 町道古町線 町道葛之尾線 町道貴平五ヶ瀬線 町道柏川朝見線 町道小市野・中線 町道迫花定野線 町道乙女線 町道有安・大沢水線 町道土喰小長野線	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5	建設課
道路網の整備	災害発生時、多数の孤立集落の発生を防止するため計画的な整備に取り組む。 林道洞岳線 林道早楠線 林道大窪線 林道黒木線	2-3	森づくり推進課
橋梁補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。 境橋 吐合橋 今村橋 天神原橋 馬場橋 新中園橋 字の神橋 石場橋 馬門橋 鶴木野橋(車道部) 鶴木野橋(歩道部 岩野橋) 新橋橋 六ツ枝橋 臼杵町橋(車道部) 臼杵町橋(歩道部) (前田橋) 沈橋 第三二俣橋 中岳橋(中央町) 元岩野橋 小田尾橋5 下鶴橋(吉君橋) 大福橋 柳谷橋 舞鹿野橋 越早津橋 岩上橋 藤木橋 安掛橋 中央橋 故郷橋 川原畑橋 下永富橋 本村橋 向石場橋 御手水橋 大明神橋 有安橋 もたる新橋 木早川内橋 下ノ川橋 本屋敷橋	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-6、5-9、6-4、8-5	建設課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
	上椿橋 大倉橋 陣の平橋 高橋 村中橋 第二もたる橋(堅志田橋) 井手中間橋		
	妙見橋 荒谷橋 小市野橋 畜協橋 病院橋 新神園橋 八反田橋 神園橋 天神橋(告乗橋) 中岳橋(砥用町) 川原橋 岩田橋 白田橋 小田尾橋2 小田尾橋4 小田尾橋6 小夏橋 小長野橋 小田尾橋1 小田尾橋3 九尾橋 栗崎橋 小崎橋 内園橋 江尻野橋 境石橋 一の谷橋1 幕橋 岩尾野橋 田中橋(三加橋) 下田橋 宮の前橋 太刀橋 上前田橋 第一もたる橋 無名橋 堂免橋 小長野橋 永富橋 日磨橋 吉崎橋 堂面谷橋 新谷橋 津留橋 益城橋 第一二俣橋 小筵橋 馬門橋 新南小橋 第二二俣橋 脇瀬橋 上原橋 黒谷橋 大窪橋 明水橋 今坂橋 燦燦橋 河鹿橋 釈迦院橋 山出橋 常海橋1 常海橋2 楠根草橋1 楠根草橋2 亀の甲橋 第一下津留橋 第二下津留橋 内山橋1 内山橋2 鍵ノ戸橋 深谷橋 永田橋 中園橋 第二坂本橋 中村谷橋		

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
	中原橋 古米橋 平田橋 明無瀬橋 早楠橋 高岩橋		
	柏川橋1 柏川橋2 柏川橋3 古谷橋 北尾橋3(開発橋) 北尾橋4 白岩橋 無名橋 竹之原橋 竹の迫橋 小敷迫橋 庵室橋 浦野橋 千間第一橋 千間第二橋 谷台橋 洞岳橋 葛之尾橋1 葛之尾橋3 葛之尾橋2 一位木橋 黒茂橋 野田橋 一の谷橋2 県橋 一の谷橋3 時原橋 下用來橋 河田橋 上小夏橋 奥園橋 襲川橋 祝子屋橋 中央橋 前田橋 しも下橋 支道橋 白石野橋 鶴山橋 第一本村橋 中原橋 藤野橋 第一戸畑野橋 下原橋 第二戸畑野橋 日添橋 弘川橋 神前橋 井手ノ谷川橋 前田橋 古賀橋 福矢場橋 石田橋 第一松尾橋 第二松尾橋 中津橋 無名橋 無名橋 堀川橋 松野原団地橋 機織橋 機織橋 椿橋 椿橋 古米橋 古米橋 中原橋		
橋梁補修	災害発生時、多数の孤立集落の発生を防止するため計画的な整備に取り組む。 芳ノ谷橋 吐合橋 大露山橋 第一橋 第二橋 長谷橋 鷹羽重橋 森の橋	2-3	森づくり推進課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	掲載箇所	担当課
トンネル補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、トンネルの計画的な補修を実施する。 打越トンネル 船津隧道 峙原隧道 洞岳隧道 内大臣第1トンネル 内大臣第2トンネル	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、4-2、 5-1、5-2、5-6、5-9、 6-4、8-5	建設課
トンネル補修	災害発生時、多数の孤立集落の発生を防止するため計画的な整備に取り組む。 御坂トンネル	2-3	森づくり推進課
盛土造成地の安全対策	災害発生時、崩落が予測される盛土造成地の崩落防止対策に取り組む。 地点番号3(美里町畝野地内造成地) 地点番号7-1(美里町清水地内造成地) 地点番号9(美里町大窪地内造成地) 地点番号10-1(美里町坂貫地内造成地) 地点番号10-2(美里町坂貫地内造成地) 地点番号11(美里町坂貫地内造成地) 地点番号18(美里町弘川地内造成地)	1-1	建設課
住宅の耐震化	町内の木造戸建て住宅の耐震化を進めるため、防災・安全交付金等を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業(戸建て木造住宅耐震診断、戸建て木造住宅耐震改修総合支援、危険ブロック塀等安全確保支援事業等)に取り組む。	1-1	建設課
住宅の総合的整備	災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等に取り組む。	1-1	建設課
山地・土砂災害対策の推進	土砂災害の危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等に取り組む、土砂災害特別警戒区域等内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。	1-4	建設課
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援	高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する。 小規模多機能型居宅介護事業所コミュニティハウスみんなの家の大規模修繕等 認知症対応型共同生活介護グループホームみずほの非常用自家発電整備等 小規模多機能型居宅介護事業所コミュニティハウスみんなの家の非常用自家発電整備等 認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりの非常用自家発電整備等	1-2	福祉課

美里町国土強靱化地域計画

令和8年4月

発行 美里町(美しい里創生課)

〒861-4492

熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

☎ 0964-47-1111

URL:<http://www.town.kumamoto-misato.lg.jp>